

Title	漢和辞典における慣用音の規範
Author(s)	鳩野, 恵介
Citation	語文. 2008, 91, p. 35-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69116
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

漢和辞典における慣用音の規範

鳩野 恵 介

一 はじめに

いわゆる日本漢字音には、古音・呉音・漢音・新漢音・唐音・宋音等のほか、慣用音と呼ばれる一群の字音が含まれている。しかし慣用音は、呉音や漢音等と同列のものとして論ぜられる機会が甚だ少い存在である。

何故なら第一に、慣用音はかなり時代が下ってから人為的に確立された字音カテゴリだからである。小川環樹ほか編『角新字源〔改訂版〕』（角川書店一九九四、以下『新字源』）の記述に基けば「大正以後できた」もの、更に溯っても精々、「明治以後に演繹的な字音形と帰納的な字音形の矛盾を処置する方便として梓付けされた概念」（沼本一九九六、傍線引用者）と言われるくらいで、何れにしても近代以降に梓づけされたものという点に変わりはない。第二としては、高松（一九八二）や湯沢（一九八七）等が述べたように、慣用音が漢和辞典出自の術語であるとされるからであ

り、ために、改めて設けることの不毛が言われもする。

また第三には、慣用音が否定命題のもとに存立せざるを得なかったという事情があるからである。先ず呉音や漢音の音形を韻図等から演繹的に導き出し、そしてその理想の音形から外れるものを一律に慣用音と認定した。要するに、「理想的な呉音や漢音、唐音等ではないもの」という定義から出発したのが慣用音なのであって、それ故慣用音が雑多な字音カテゴリとなるのは極めて当然の事である。同様の見解は高松（一九八二）でも既に示されているが、高松氏は、慣用音は「韻図より創出せる規範音に合致せざるもの」である為、「それとは全然対蹠的な現実主義、帰納法の立場に立てば、それは自然消滅するものでしかなかったのである。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後ではそれに唐宋音が若干加わることがある」（六八四頁）と述べ、慣用音不要の旗幟を鮮明にした。¹しかし、「慣用音によって生かされている」漢字（湯沢一九八七、九十五頁。傍点ママ）も存する

ために、漢和辞典から慣用音の枠組を完全に除き去ることは困難である。

そこで沼本（一九九六）は慣用音を、「(一)『慣用音』とされて来たものが、実は呉音・漢音そのものであるもの」、「(二)正に『慣用音』そのものであるもの」の二種に大別した。「現実主義」に立脚すれば、慣用音は(一)に解消出来る為、次章で述べられるような個別的慣用音論(慣用音批判論)が展開される事になる。また(二)は、同語反復の様ではあるが、「中国語音の問題ではなく純粹に日本側の事情による」もの(沼本同前)と再定義される。さすれば慣用音を不要とする立場に於いては、(一)を如何に処理すべきかという問題を新たに生ずるが、慣用音の概念を縮小して、(二)のみを慣用音と認める立場もあり得る。たとえば若松（一九九九）は、その立場に近いものであろう。

稿者もその立場を採ぶものであるが、その際には、「日本側の事情」を改めて検証する必要がある。しかし佐藤（一九九八）等も述べるように、「日本側の事情」が果してどこまで関与しているのかという判断基準は、漢和辞典によって区々なのである。

その問題について出来る限り具体的に述べ、漢和辞典における慣用音の定義の見直しを行おうとするのが本稿の目的である。

二 慣用音の二つの定義

先述の『新字源』は、附録に「慣用音について」なる章を収めている。そこに慣用音の一例として、以下のものを挙げる。「た

たとえば停は(特丁切だから)中国の声母は定母(d)で、漢音はテイ、正規の呉音は濁音となってジョウ(チャウ)のはずだのに、停止をチョウ(チャウ)ジとよむ場合があったのは原則には「ずれる」。よって、「停チョウ」を「慣用音とみな」したという。青韻定母字「停」の「チャウテイ」(呉音漢音)なる対立相は、韻母の相違(青韻字は呉音系で拗音形「iヤウ」——イ列音+ヤウ、以下同様——となり、漢音系で「ei」となる。註5参看)と全濁声母の全清音化(唐代の官話系方音に起つた変化)とを踏まえた結果に想定される音形であるが、次のように声母の清濁の別が捨象されることもある。

「停止」の熟字も、古今に依つて、其讀方の相違がある。

一、「鳴物停止」など、従前は「:チャウジ」と呉音讀にした。

二、「發行停止」など、現今は「:テイシ」と漢音讀にする。(安達常正『増補漢字ノ研究(訂正再版)』六合館一九〇九、一七四頁)

但しこの頃は、「慣用音」なる術語が未だ確立されていなかったとも考えられる。その為、全濁声母の清濁が即呉漢音の別に対応するという共通認識も然程根づいてはいなかったたのであろう。

実は、全濁声母が呉音は濁り漢音は清むという一般化は出来ない。たとえば和刻本『韻鏡』では、この対応関係が必ずしも厳守

されていない。しかし、漢和辞典における暗黙の諒解事項として、全濁声母が漢音系で濁ったり（あるいは呉音系で清んだり）、次濁声母が清んだり、全清・次清声母が濁ったりするのは徹底して慣用音と認める傾向にある。

なお岡本（一九九一）は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁声母が燉煌方言等で同列に扱われていた事実⁽¹⁾に言及しており（二二一頁）、声母の清濁の別が日本漢字音に完全に対応することに、も疑義を呈している。このように、そも呉音や漢音の認定基準にさえ曖昧な点がある為に、慣用音と呼び習わされる字音の中には、いかにも漢音的なものや、いかにも呉音的なものが含まれる事になる。前章で触れた沼本氏の分類事項（一）に対する内在的批判は、その不徹底な基準を矯める所から始まる。

慣用音批判の先鞭をつけたのは有坂（一九四〇）である。そこで有坂は、「唐代の西北支那方言では、明母・泥母の頭音は、一般には [mb] [nd] のやうに發音されたが、[ɲ] [ɲ] [ɲ] のやうな鼻音で終る音節では、尾音の影響を受けて、純鼻音 [ɲ] [ɲ] の形で發音される傾向が有つたらしい」（三七〇頁）と述べ、「明メイ」「鳴メイ」「命メイ」「名メイ」「寧ネイ」等の字音は慣用音ではなく、由緒正しい漢音であると論じた。⁽²⁾ さらに有坂（一九四二）は、豪韻（一等）唇音字が「aウ」ではなく「oウ」となることについても、後舌母音が声母の影響を受けて丸めを帯びて [ɔ] 類になるからで、これも異例には当たらないと述べた。

その後も個別的な慣用音批判は見られる。たとえば沼本（一九

八二）は、侯韻明母字が短呼になる現象（母ボ、敵ボなど）は、中国本土で当該字が模韻に合流したのを反映した結果であり、これらは慣用音ではなく漢音であると結論しているし（八二—三四九頁）、また岡本（一九九一）は、佳泰夬韻字が「aイ」ではなく屢々「a」と実現されることを、慣用音ではなく、中国側の音韻変化に起因するものと結論した⁽³⁾（二二九—五八頁）。

このように、従来慣用音とされてきたものを再検証することによって、呉音や漢音に還元するのは個別論としては可能である。

しかし、原田（一九八九）が「百姓読み・俗音・誤読」を「慣用音」としているものもある」と述べ、「新字源」に至っては、「慣用音の大部分は誤読から生じたもので、ことに形声字の音符から類推された誤りが最も多い」と述べるとおり、誤類推によって生じた字音こそが、世間一般にはいかにも慣用音であるという印象を抱かせるように思われる。つまり漢和辞典の範囲外では、沼本氏の分類でいう（二）に属するものうち、誤読に基づくものが主に慣用音として認知されており、それ故に「百姓読み」が慣用音と明確に区別して用いられることは殆どないのである。

たとえば新村出『言苑（戦後版）』（博友社一九四九）は、「慣用音」を「正格ではないが、普通に使用せられる字音。「耗」を「マウ」、「輪」を「ユ」とする類」と説き、「百姓読み」を「漢字を旁（ツクリ）などによって讀むこと。絢爛（ケンラン）をじゅうらん」と読む類」と説く。だが、「耗」を「マウ」、「輪」を「ユ」と読むのも傍の誤類推に因るのであるから、これらは「百姓読

み」とも看做せるため、両者の間に截然たる區別はないと言える。他書の記述も大同小異で、たとえば「慣用音」を「正しからざれど、普通一般に使用せらるゝ字音、例へば輪を「ゆ」とし喫を「きつ」とする類」（金澤庄三郎『廣辞林（新訂版）』三省堂一九五二）とし、「百姓讀」を「漢字を旁によりてあて讀みすること」（同前）と説明するもの、『カクラン（攪乱）引用者』、『ジョウモウ（消耗）引用者』、『ネツゾウ（捏造）引用者』などは、すでに慣用音として公認せられていたようでもある（大西巨人『神聖喜劇第一卷』光文社文庫、三五二頁）と記述するものなど、「慣用音」は主として旁に引かれるなどした訛音を指すのが普通である（喫キツ）はやや例外的である）。

一般に通用する所の「慣用音」と、漢和辞典における「慣用音」とには、斯かる逕庭があることに留意せねばならない。本稿で考察の対象とする慣用音は、特にことわりのない限り、後者の最大公約数的な定義を指している。

では敢えて、漢和辞典における慣用音を直截的に定義するとすれば、如何なる定義が与えられるであろうか。

これを「中国原音には基かない音」とだけ定義すると、事情は却って複雑になる。何故なら、まず「日本での『百姓読み』と中国本土での〈諸声符読み〉が、たまたま同じになることもあり得るから」であるし（岡島一九九〇）、個別的には、たとえば蟹撰齊韻（主に舌齒音系）や梗撰庚耕清青韻など、核母音に〔ㄛ〕〔ㄨ〕を有する音節の呉音形が「aイ」と実現されたり、通撰東韻（三

等）、遇撰虞韻、流撰尤韻の舌齒音系の仮名表記が「シウ」「シユ」「シユウ」（「チウ」「チュ」「チュウ」と揺れたりすること、また、（特に舌内入声の場合について後に述べるように）子音終りの音節を開音節化させることなども、いわゆる国語内の問題であつて、やはり「中国原音には基かない」ことにならうから、定義としては何れにせよ不分明と言わざるを得ないのである。

三 慣用音の定義——『詳解漢和字典』の記述を中心に

「慣用音」の術語としての初出は直ちに断ずることが出来ないが（岡本一九九一は、一九一〇年発行の『熟語集成 漢和大辞典』かとする）、高松（一九八一）によると、濱野知三郎輯著『新訳漢和大辞典』（一九二二）がそれに言及する「最も早い時期に就いての記述はそれのみに止まるようである。また、簡野道明『字源』（千代田書院一九二二、以下『字源』）の凡例には、「字音は、漢・呉兩音を並記し、其の兩音共通のものは、單に一音を掲げ、又從來慣用の音をば、通音として其の條下に標記し、且文字によりては、唐音・宋音をも併記せり」とあり、同書が慣用音を「通音」と呼んでいることは知られるが、やはりそれ以上の説明は為されない。

かく慣用音の定義を明確に示した漢和辞典は少ない。しかるに、服部宇之吉小柳司氣太『詳解漢和字典』（富山房一九一六、以

下『詳解』は、慣用音について詳述した初期の文献であって、しかも「慣用音」「通音」を別々に扱っており、慣用音に独自の定義を与えているものである。

即ち以下で見るように、東韻一等字「通」の呉音「ツ」が長呼化したものなどを「慣用音」とし、反切音に基くが常用の字音として通用するもの（「農ノウ」「適テキ」など）を「通音」としてこれを区別したのであった。高松氏によれば、「その両者の差異は、一往の説明は付すけれども、実際は大いに危いものである」（高松一九八二、六七四—七五頁）という事になるが、それでも雑多な字音を努めて整理しようとした点はそれなりに高く評価されてよい。

そこで、その説明事項を改めて確認しておく。同書の字音に関する説明は七条に亙るが、最後の第七条（「唐音・宋音」を説いたもの）以外は慣用音に関わりがあると考えられる。以下、それを除いた六条を逐次見て行く。

それらの記述を、他書との比較を通して検討することによって、慣用音の定義自体も大略明らかになるであろう。

(一)「ス」・「ツ」・「ユ」・「ル」の父音と「キ」母音とから成る子音は Swi, Tswi, Ywi, Lwi だ、Swi は「スキ」と「シ」との中間の音、Tswi は「ツキ」と「チ」、Ywi は「ユキ」と「キ」、Lwi は「ルキ」と「リ」との中間の音が生ずる。しかし、この中間音は我が國の語音に適しないので、古來

「スキ」もしくは「シ」などの何れか一方の音に發音し、また兩音を併用したものがある。左表によってその一斑を知っておきたい。

揣 楚委切 Swi. スキ シ (揣摩) 緬 (※入)
遺 以追切 Ywi. ユキ (遺言) キ (遺志) 因 (※平)
追 陟佳切 Tswi. ツキ (追討) チ 因 (※平)
累 力委切 Lwi. ルキ (累積) リ 緬 (※上、黑)
●印を加えた音は古來通用の正音で、本書では主としてこれを採り、従來の字書の如く「揣」は「スキ」をとって「シ」を捨て、「遺」は「キ」だけとった。

この第一条の意味する所は、止摂合口字（「韻鏡」第五・第七・第十轉合口音）の合口性を表記ないし發音に反映させるか否か、という事である。「スキ」「ツキ」「ユキ」「ルキ」は文雄以來の字音仮名遣いであるが、これについては満田（一九二〇）が何れも論難し、それぞれ「スイ」「ツイ」「ユイ」「ルイ」を正しい仮名遣であると認定した。確かに平安期以降の字音資料には、「スキ」「ツキ」などはさほど多くは見出されない。

それでも一概には無視し得ないので、佐々木（二〇〇四）はその出現資料の偏りに着目し、「止摂合口字をスキ等とすることは、反切・同音字注に支えられた規範的な表記であり（二十九頁）、これが単なる仮名づかいの混同によるものではなく、中国語高度学習者が發音を原音に近づけるための工夫ではなかったかと述べ

「ベツ」を「漢音でも呉音でもないもの」即ち「慣用音」として斥けざるを得なかつた訣である。ここでは、表記上の人為的区別と音価の差異との混同が恣意的に為されてしまつてゐる。

(三)「シ」一音の字で、音便によつて「シイ」という延音を生ずるものがある。現にその延音だけ通用したものは音便としてこれを區別する。

(本音) (音便)

弑シ 弑逆シイギャク 四シ 四時シイジ

詩シ 詩歌シイカ 至シ 至徳シイトク

但し「四時」以下の語は漢文で、本音に従つて發音するか、本書にはすべてこれを省略した。

右のほか、「最眞ヒイキ」「富貴フウキ」「夫婦フウフ」「女房ニョウボウ」「披露ヒロウ」なども当該例に数えられるが、沼本氏によると、これらは「特に語彙音形として日本側の理由で生じた特異なもの」(沼本一九九六)であり、また『讀み癖』として扱われ、大勢の中で例外的に不規則な形で定着したものである(沼本一九九七、二十二頁)という。原田(一九八九)も、これらは「読み習わし」として「慣用音」とは別に立項している。そしてやはり、飽くまで熟字単位における「特殊な読み方」であることを強調している。

しかし、この見解に対しては異見も存し、岡本(一九九一)は

「『詩歌シイカ』『夫婦フウフ』の『詩シイ』『夫フウ』などを軽々に、この熟合に於ける日本側の音変化と見てはならない。これらの長母音は、韻鏡の解釈を介して、その源流を中国中古音に求める事も出来る」(六〇一頁)と述べた。当該音を純粹に国語内の現象と見るかどうかについては、暫く留保しておくこととする。さて『詳解』は、これらの字音は右の如く「音便(延音)」として扱つてゐるが、実際に本文を確認すると、「女ニョウ」は「延音」とする一方、「夫フウ」は「一音」なる枠組に収めてしまふので、その基準は必ずしも明確であるわけではない。あるいは「夫フウ」を単字の音形として認めていたとも考えられるが、定かでない(「一音」には「唯ユキ」「叛ホン」「夫フウ・ブ」などが含まれており、その定義も詳らかにされない)。

とまれ、慣用音という枠組を設けるにせよ廃するにせよ、呉音や漢音、あるいは唐音のように体系をなすもののほかに、そこから食み出してしまふこれらの字音の存在を認めるとすれば、それらをいかに扱うべきか、という問題はなおも残る。

(四)漢・呉音が「ウ」列一音の場合に音便で延音を生ずるものがある。しかし一律には行かないので、これらはすべて慣用音として標示した。

(漢音) (呉音) (慣用音) (漢音) (呉音) (慣用音)

通トウ ツ ツウ 數シユ ス スウ

遇グ ゴ グウ

この条は通撰・遇撰の短呼と長呼について述べている。まず通撰東韻一等字は、呉音「u」漢音「oウ」なる対応を示す。これは唐代における1等重韻の合流(東E冬o)を反映した結果に生ずる対立相であるが、短呼(「通ツ」「公ク」など)を呉音と認定した為に、それから外れる長呼形「uウ」は慣用音とされる事になる。しかし、呉音が短呼になるのは、表記原則としても限定的なもので(たとえば太田全齋『漢呉音圖』の東韻一等字欄にさえ短呼の音形は無い)、高松(一九八二)も、「uウ」を「u」と共に呉音と認むべき旨を述べる(六七九頁)。

従ってこの点は次第に修正されつつあるようで、『字源』『新字源』などは「通」字について、「ツ」を呉音とし、「ツウ」を慣用音とするが、藤堂明保『学研漢和大事典』(学習研究社一九七八、以下『大事典』)は「ツ」を掲出せず「ツウ」のみを呉音とし、鎌田正米山寅太郎『新版漢語林』(大修館書店一九九五、以下『漢語林』)、新潮社編『新潮日本語漢字辞典』(新潮社二〇〇七、以下『漢字辞典』)など比較的近年のものは、「ツ」「ツウ」共に呉音と認める傾向にある。

また遇撰虞韻字は、短呼が基本形で、疑母字の「遇グウ」などは慣用音と認めることで大体一致しているが、舌歯音系の慣用音認定に問題が有る。一例を挙げると、『詳解』は定母字「住」の呉音を「ヂユ」、漢音を「チュ」とし、慣用音を「ヂユウ」とする(多くの辞典がこれに一致する)。しかし『大事典』は、慣用音枠を設けず、「ヂユウ」を呉音とする。同書は日母(半歯音)

字「乳」も、呉音「nyu」漢音「ju」とするなど、「住」字と併行的に扱っている(「nyu」も他書で概ね慣用音とされる)。恐らく同韻内の舌歯音系には、端母字「株チュ・シュ」、精母字「主ス・シュ」など、長呼の掲出されない字音(『漢語林』は「株チュ」を漢音として認める)も多い為に、「大事典」以外のものはそれに合せて形式を整え、長呼を例外的に扱ったのであろう。しかし、『シウ』と「シュ」とは、表記のゆれとして許容されるものであり、また『チュ』は「チュウ」の表記上のゆれである可能性が高い(肥爪二〇〇一)とも言われるように、この場合に短呼形が必ずしも一拍で発音されていたとは限らないのであるから、一部で定着した長呼を敢えて慣用音として掲出する必要もなからう。¹⁰⁾

(五) 漢・呉音の別なく、又音韻のちがいに關せず、世間一般に通用した音はすべて通用音としてこれを標示した。

(原音)

(通音)

(原音)

(通音)

(イ) 農 ドウ(漢音) ノウ (ロ) 適 セキ(陌韻) テキ

ノウ(呉音)

テキ(錫韻)

(イ) に於ては「力農」はリョクドウであるべきに漢呉音混同して「リョクノウ」と發音し、

(ロ) に於ては「適當」はセキタウ(陌韻)であるべきに「テキタウ」と發音している類。

これは(イ)熟字単位で字音の雑糅を生ずる場合と、(ロ)両音字の字義と字音の対応がそぐわない場合とに分けて説いているが、何れも常用の字音が一本化された結果として生ずる現象である。これらは漢音か呉音の何れかに属するものだから、『詳解』では「通音(通用音)」として慣用音とは区別したのである。しかし(ロ)は、その他の漢和辞典では慣用音に含められることが多い。

慣用音の定義を拡大解釈した場合、このように従来「漢音」「呉音」と認められていたものまで慣用音に押込めなければならぬ為、却って複雑多岐になるのである。慣用音が一時は増加傾向にあった(高松一九八二、六七五―七六頁)のは、かかる定義の拡大も関与しているとおぼしい。

(六)反切と交渉なく古來の讀み癖^{セク}、又は世俗の誤讀によつて現在適用している音は、皆慣用音としてこれを區別した。

(正音) (慣用音)
○讀みくせの例 話クワ ヲ ○誤讀の例 輪シユ ユ

「話」は夬韻所属字であるから、「クワ」音は「佳カ」「卦クワ」の如き、佳韻の麻韻への合流を示す音形とは別に考えなければならぬ(註3参照)。また「ワ」音は、高松(一九八二)によると、匣母を脱した唐音形であるという事になる(七二四―三〇

頁)。

いわゆる「読み癖」の類も呉音や漢音、唐音などに解消出来る場合がある。これも個別的に正してゆく外はない。

四 結び

慣用音の定義には、狭義のもの(主として類推等による訛音)と広義のもの(慣用的呉音・慣用的漢音までも含む)との二種があり、世間一般には前者が通用している。後者は漢和辞典内における定義であるが、その定義の詳細は特に明示されていないも拘らず、辞典によって相当なゆれがある。

特にゆれの生ずる要因は、短呼・長呼に対する認識にいたり、各辞典のスタンス——慣用音の個別的批判論に柔軟に対応しているかどうか、同撰・同韻内で徹底した処理を行っているかどうかなど——にあったりする。

その一方で、大体の辞典で適用される規範がある。それは例えば、全濁字の清濁(呉音は濁り漢音は清む)や、(ㄊ)入声の書き分け(呉音「チ」漢音「ツ」)である。しかしその両者ともに、(個別的には適用出来るとしても)決定的な根拠はないとも言える(本稿では触れ得なかったが、魚韻三等齒音を呉漢音ともに「シヨ」、二等齒音を声母の変化を反映させて呉音「シヨ」漢音「ソ」とするのめかなり徹底している)。

さらに、慣用音を単なる音形の問題として処理出来ないのは、両読字の常用音が慣用音に含まれることもある為である。つまり

慣用音は、汎く運用面に跨る場合がある。このことが慣用音を複雑なものにする原因となっているが、仮にそれらの音を全て除去した後にも、さらに分類不可能（由来不明）の音は残る。それを正に、「慣用音」と呼ぶに相応しいものではなからうか。

「慣用音論いまだし」（湯沢一九八七）の状況は、現在もなお続いていっているのである。

注

- (1) 高松（一九九三）は、便宜的には「慣用音」の呼称を認める。たとえば非母字「不」字が「フ」と読まれるのは、室町期頃に「無」字と混淆を生じ、濁音減価意識との関わりもあって広まったと解釈しており、「不」を差当たり「慣用音」と呼んでいる。併し、「輸ユ」「娘ラウ」などの諧声符読みは漢音・呉音という認識のもとで流通するのであって、「彼土の音を基準と」したならば、「誤読・誤認の儘に」入り込んでいるに過ぎない（高松一九八二、六八三頁）、とする。
- (2) 藤堂（一九五九）によれば、「漢音ではさ終るばあいに、時には『門モン』『年ネン』のように鼻音を残すことがある（八十九頁）という。また『新字源』には、「吳音でマ・ナ行子音で始まるのは漢音でバ・タ行子音となる。この原則どおりならば、明（ミョウ（ミャウ）はㄹベイのはずであり、メイとよむのは誤りとなる。メイがかえって正しい漢音だとの（有坂氏）説はあるが、これまでおおむね慣用音とされてきたから、本書でもメイをㄹとする」とあり、慣用音の保守的な性格が伺い知られる。しかし実際に辞典類を披見すると、服部字之古ほか『詳解漢和大字典』は「名（メイ・ミャウ）鳴（ベイ・ミャウ・慣用音メイ）明

（ベイ・ミャウ・慣用音メイ）冥（ベイ・ミャウ・慣用音メイ）、簡野道明「字源」は「名（メイ・ミャウ）鳴（メイ）明（メイ・ミャウ）冥（ベイ・ミャウ・通音メイ）」（何れも漢音・呉音の順）、と不徹底である事が判る。

(3) 夫韻字の「a」形は「話ワ・クワ」に限って見られる現象であり、沼本（一九九七）は佳韻字と併行的に扱うことを留保している（三五七頁）。因みに、漢音系資料の金剛寺本「遊仙窟」（元亨元年書写）には、「佳カ」「卦クワ」は現れるが、「話」字の付音は「クワイ」で、後接母音を脱落させない。「話」字については第三章でも触れる。

(4) 但し、「輸ユ」を、旁「敵」の正則的な音変化を反映した「立派な呉音形」と捉える見方（沼本一九九七、一九四頁）もある。

(5) 特に梗撰においては、直音の庚耕青韻まで呉音が拗音形「イヤウ」で出現する（庚韻二等字、耕韻字の一部は直音のまま）。蟹撰や梗撰の呉音形「aイ」は体系的に纏まって出現するので、呉音特有の問題ではあるが、中国原音から解釈することは現下のところ不可能である。これらは「六朝の朝鮮漢字音がつかめぬかぎり、恐らく解決できまい」（藤堂一九五九、九十二頁）ともされ、朝鮮方音との関わりも想定される。なお、蟹撰の「aイ」音形に関しては、上代特殊仮名遣いの甲乙の区別が無い音節に出現する漢字の音に限られるため、国語内の問題とする説がある（高松一九八二、四八八―五〇六頁など）。

(6) だが、太田全齋『漢吳音圖』（文化十二年頃成立）の如く、必要以上の小粹（通音）「轉音」「質音」「尾音」「省呼」「俗音」「便習」「訛音」を設けてしまうと、却って煩雑になる。「通音」の術語としての淵源もこの辺りにあるかと思われるが、栗田寛の「井上（毅）引用者」文部大臣の問目に答ふ（明治二十六年）に、「漢字の正音につくへしとならば古の音博士のわざに習ひてキを

クキ、ケをクエなと書わくへしとあれとこのキをクキと云は拗音なれともケをクエと云ふは通音にて正音にはあるへからず」とあり、「正音」に對置する用例が見られる。沼本（一九九五）に、「宣長の時代には、音韻變化の結果、クキ（クキ）↓キ（ク）、クエ（クエ）↓ケ（ケ）と變化してしまい、クキ・クエ型の合拗音は全く音韻として存在していなかった」（一〇七頁）とあるが、當時「クキ」は未だ辛うじて拗音として認められたようである。

(7) 脂韻合口喻母三等字「位」「帷」等の音を字音仮名遣いで「キ」とする（喻母四等字は呉音系で「ユイ」のは、どの漢和辞典でも同様だが、同撰（止撰）内の牙音系、たとえば「危ギ」「支韻疑母三等、次濁字だから「キ」は「慣用音」になる）や「鬼キ」（微韻見母三等）を「グキ」「クキ」とする辞典は限られるようである（『字研漢和大字典』がその例外的存在である）。また『新潮日本語漢字辞典』（新潮社二〇〇七）は、「昭和二十年代まで実際に行われてきた」（満田の批判後も「スキ」「墜ツキ・ズキ」などを掲出する。このように、同じく歴史的な事情に基づくものであったとしても、「整合性」を重視するか「有用性」を重視するかで、字音仮名遣いの扱いも自ずと異って来るようである）。

(8) たとえば珠光編『浄土三部経音義』（天正十八年頃成立）は、漢音・呉音を併記した音義書であるが、その舌内韻尾の仮名表記は、呉音・漢音の別に拘らず、核母音との関係で次のように示されている。

- [a] 一チ 17例 (ex. 「月グワチ音」「脱ダチ音」)
- 一ツ 4例 (ex. 「末バツマツ音」)
- [二] 一チ 22例 (ex. 「畢ヒチ音」「失シチ音」)
- 一ツ 4例 (ex. 「佛ヒツ音」「尼チツ音」)
- [三] 一チ 無し

- 一ツ 7例 (ex. 「佛ブツ音」「屈クツ音」)
- [e] 一チ 37例 (ex. 「滅ベチメチ音」「潔クエチ音」)
- 一ツ 3例 (ex. 「涅デツネツ音」)
- [o] 一チ 無し

一ツ 19例 (ex. 「歎コツ音」「弗ホツ音」)

以上の如く、核母音が「エ」ないし「オ」である場合、韻尾を「チ」と表記したものが一例も存しないことが目を引く。また、先行母音が「a」「二」「e」の何れかである場合には、韻尾を「ツ」と表記することが有るには有るが、それらは、「末バツマツ音」「涅デツネツ音」などのように、同一項目内に集中して現れることから考えても、これらは不注意ゆえに混じてしまった例と看做したほうがよからう。つまり当該例は、表記上の規範としては元来「チ」と書かれるべきであったが、実際の発音は「ツ」であるために、斯かる処理がなされてしまったということである。なお『浄土三部経音義』には、鼻音韻尾の仮名表記にも独自の人為的処理が見られる。この問題については稿を改めて論じる心積りもある。

(9) 「開・合を同じくする1等韻が同撰内に2つあるものを「1等重韻」という」（平山一九六七、一五九頁）。蟹撰「哈灰泰韻、威撰覃談韻も同時期に合流したと見られる」。

(10) 但し山母字「数スウ」（漢音「ス」の長呼）は、『大字典』も慣用音として扱う。長呼と短呼が問題になるものとしては、他に流撰「尤侯韻がある。尤侯韻は、呉音「u」、漢音「iu」「ou」（脣音字はやや例外的）と、漢音は唐代の明確な二重母音化を反映して示される。尤韻字についてのみ一例挙げておくと、並母字「負」の字音は、「呉」ブ（漢）フウ（慣）フ（「字源」「大字典」「漢字辞典」と、「呉」ブ（漢）フ（「新字源」「漢語林」と）に大別される。全濁字の呉漢音における清濁の対応はやはり両

者に共通するが、尤韻字の場合は、韻母の変化を重視すれば前者が、呉音との整合性を重視すれば後者が導出される事になる。

【参考文献】（※使用辞典は本文を参照）

- 有坂秀世（一九四〇）「メイ（明）ネイ（寧）の類は果して漢音ならざるか」『國語音韻史の研究増補新版』三省堂所収
有坂秀世（一九四二）「帽子」等の假名遣について」同前
岡島昭浩（一九九〇）「唐音語存疑」文献探究の会『文献探究』第25号

(<http://www.letosaka-u.ac.jp/~okajima/ingaku/foingohm>)

- 岡本勲（一九九一）『日本漢字音の比較音韻史的研究』桜楓社
佐々木勇（二〇〇四）『日本漢音における止摂合口字音の受容に見られる位相差』『國語國文』第七十三卷

- 佐藤宣男（一九九八）『教育漢字における慣用音』『福島大学教育学部論集 人文科学部門』第64号

- 高松政雄（一九八二）『日本漢字音の研究』風間書房
高松政雄（一九九三）『日本漢字音論考』風間書房

- 藤堂明保（一九五九）『呉音と漢音』『藤堂明保中国語学論集』汲古書院一九八七所収

- 沼本克明（一九八二）『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』武蔵野書院

- 沼本克明（一九九五）『字音假名遣いについて』築島裕編『日本漢字音史論輯』汲古書院

- 沼本克明（一九九六）『慣用音』佐藤喜代治ほか編『漢字百科大事典』明治書院

- 沼本克明（一九九七）『日本漢字音の歴史的研究—體系と表記をめぐって—』汲古書院

- 林史典（一九八〇）『呉音系字音における舌内入声音のかな表記につ

いて』『國語学』第百二十二集

肥爪周二（二〇〇一）『ウ列開拗音の沿革』『訓点語と訓点資料』第一〇七輯

〇七輯

平山久雄（一九六七）『中古漢語の音韻』『中国文化叢書1 言語』大修館書店

満田新造（一九二〇）「スキ」「ツキ」「ルキ」の字音假名遣は正しからず」『国学院雑誌』第二十六卷第七号、『中國音韻史論考』

朋友書店一九九七所収

湯沢質幸（一九八七）『漢字の慣用音』佐藤喜代治編『漢字講座』3

漢字と日本語』明治書院

原田種成（一九八九）『漢字小百科辞典』三省堂

若松由美（一九九九）『日本漢字音における慣用音の研究』『神田外語

大学大学院言語科学研究』第五号

（はとの・けいすけ 本学大学院博士後期課程）